

古民家暮らしをみんなで楽しむ
奥田さん一家

「自然の中で地域とともに暮らしたい」と願い、奥田さん一家が上二俣町にある古民家を購入したのは1年前のことでした。夫の好信さんが滋賀県へ転勤することになったことがきっかけで、神奈川県からご夫婦とお子さん1人の3人で転入。「地域の中でさまざまな世帯がふれあえる環境がないか探しました。上二俣町は自然が豊かで農業をしながら助け合う暮らしがあり、



つながりの場となるよう離れの改修を進める

その生活にひかれて移住を決めました。一般社団法人東近江住まいるバンクに協力してもらい家を見つけた。家を購入することに不安はありましたが、以前東近江市に住んでいたことや、神奈川県で借家の古民家に住んでいた経験もあり決断しました。地域の人に温かく接してもらつて、ここに決めて良かったなと思つています」と話す弘美さん。



自宅の前で笑顔の奥田好信さん、琴音さん、弘美さん（左から）

家には離れもあり、今後、ここを「つながりの場」として活用する計画をお持ちです。「さまざまな世代が寄り添う暮らしは、子どもにとっても生きる力となる多くの学びがあります。同じ志の人と一緒に自分たちの力で離れを改修して、地域の人に使ってもらうなど、循環型の暮らしをみんなで楽しめる拠点にしたいです」と弘美さんは展望を話します。

地域の皆さんの温かい受け入れにより、移住後の生活を楽しまれる奥田さんご家族。これからも自分らしい生活を満喫されることでしょう。

空き家の活用と対策を進めるために

空き家を活用した地域の拠点や新たな暮らしが始まった事例も増えていますが、空き家が地域の安全を脅かす事例も増えています。3ページに掲載しているように市の調査で把握している空き家の軒数は年々増加しています。平成30年には1,564軒にものぼり、その中で解体などの対策が必要な傷みがひどい空き家は20%程度あります。それらは修繕や解体などの対策をとらなければ、防犯や防災、景観、衛生の観点で悪影響が出てくること懸念されます。

平成27年5月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。管理者や所有者に空き家の管理責任があることが明確化され、屋根や外壁が落下するなどして他人がケガをした場合、損害賠償を問われる可能性があります。市では、平成28年3月に「東近江市空家等対策計画」を策定し、空き家などの適正な管理の促進や活用の促進に関する取組を進めています。

具体的には、一般社団法人東近江住まいるバンクな



屋根や外壁が倒壊したり、草木が繁茂したりしているため対策が必要な空き家

どと連携して空き家所有者や空き家活用希望者向けの相談会の開催や、空き家活用の補助金制度を制定しています。また、対策が必要な空き家所有者からの相談受付や、対策が必要な空き家の所有者に対しては、必要に応じて助言・指導などを行っています。

「我ごと」として考える

空き家を活用したいという相談や危険な空き家があるのに対してほしいという相談は、市に多く寄せられます。しかしながら、空き家を所有している人の理解や協力がなければ、活用も対策も進められないのが現状です。

空き家のことを「我ごと」として考えていただき、空き家を地域のリスクではなく、地域活性化のための資源とできるよう空き家の活用・対策を進めていきます。

空き家等の可能性を生み出すモデル事業

空き家などの新たな活用方法の提案を募集し、優れた提案に対して、実現に必要な費用の一部を市が助成します。

■応募対象事業

自治会やまちづくり協議会、市民活動団体などが取り組む事業で、空き家などの活用を通して、地域の活性化が図られるなど公益性があり、新たなまちづくりのきっかけとなりうる事業

■補助金額

補助対象となる改修費用の3分の2（最大500万円）

■補助採択数

予算の範囲内で若干数

■応募期間

7月1日(月)～8月30日(金) (郵送の場合必着)

※申請に必要な書類を持参または郵送で提出

☎住宅課 ☎ 0748-24-5669 IP 050-5801-5691

空き家総合相談会

毎月1回、空き家（空き店舗）に関する相談会を開催しています。

空き家（空き店舗）を活用したい、売りたい、貸したいといった相談や維持管理に関する相談などを受け付けます。東近江市の補助制度や空き家（空き店舗）バンクの制度の紹介も行います。

開催日	場所
6月7日(金)	市役所新館2階212会議室
7月8日(月)	市役所新館3階315会議室
8月8日(木)	市役所新館2階212会議室

所有者の部：10:00～12:00 借家に関する資料活用希望者の部：13:00～15:00

東近江市空き家バンクとは

東近江市空き家バンクとは、空き家の所有者と空き家の活用希望者をつなげる取組です。運営は、市内で空き家の活用などに取り組む一般社団法人東近江住まいるバンクと連携し行っています。

空き家をお持ちの人や空き家を活用したい人からの相談をお待ちしています。



設立から4年間で約30件の空き家活用のお手伝いをしました。市内の不動産、建築、設計業者や司法書士などが参画する団体なので専門的な相談にも対応できます。ささいなことでも気軽に相談してください。

一般社団法人東近江住まいるバンク 吉原遼さん



☎一般社団法人東近江住まいるバンク
〒527-0029 東近江市八日市町4番3号
☎ 0748-22-3366 ☎ 0748-25-0058
URL : <http://higashiomi-akiya.net>